

ID: 1318

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第28条		
法令番号	平成10年法律第92号		
【基準】 法第28条の規定による。 (改善命令) 第28条 市町村長は、認定事業者が認定計画(第25条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第31条において同じ。)に従って中心市街地共同住宅供給事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日